

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
いちりつ高等学校	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが5件あった。					検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第 47 条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	
	A	和歌山県和歌山市	令和5年6月15日から同月16日まで	12,487 円	令和5年9月29日	
	B	兵庫県神戸市	令和5年6月16日から同月18日まで	26,740 円	令和5年9月29日	
	C	東京都	令和5年7月24日から同月27日まで	69,640 円	令和5年9月20日	
	D	オーストラリア	令和5年8月4日から同月13日まで	358,793 円	令和5年11月6日	
	E	滋賀県	令和5年8月17日から同月18日まで	7,720 円	令和5年9月20日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年12月13日）